

けでございます。これによりまして、動物、畜産物の検疫業務について万全を期するという考え方で進めておるわけでございます。

○鶴園哲夫君 いま局長、鹿児島支所といふうちにおつしやつたけれども、支所に昇格するわけですか。

○政府委員(澤邊守君) 失礼いたしました。鹿児島出張所の誤りでございます。訂正いたします。

○鶴園哲夫君 そこで、いろいろお尋ねをしなければならぬのだけれども、まず、人事院見えていますか、人事院まだ来ていなかな。――来てい

ないですね。

そこで、この防疫官というんですかね、この防疫官が八十三名から百二十五名へというふうに特段の努力をされたというお話をなんですが、防疫官——その前に支所長というのと、出張所長といふのは、これは何等級なんですか。

○政府委員(澤邊守君) 支所長は三等級、出張所長は四等級でございます。

○鶴園哲夫君 その防疫官の資格ですね、どうい

うような資格でもつてこの防疫官になつてゐる

うのは、これは主としてこの防疫官になつてゐる

者をもつて防疫官に充てております。

○鶴園哲夫君 じやこの問題は、後で人事院が見えてお見えになつてからお尋ねをしたいと思います。

○政府委員(澤邊守君) 獣医師の資格を持つてい

て、そして拡充をするということについて伺いた

いんですけれども、お話をのように、確かに飛行機を使つた家畜の輸入が近年非常にあえてきています。そういう意味で成田の空港に検疫所を設置され、それを拡充される。さらにもう、鹿児島の出張所を空港の近くに移して、そして拡充すると

いうことなんですが、いま鹿児島の出張所は、鹿児島市の前の空港の近くにあります、統計資料を見ますというと——四十八年しかわかつていな

いんですけども、四十八年度までの統計資料を見ますといふと、鹿児島の動物検疫所で扱っている

仕事の量というものは推察がつくわけです。それが今度、五十年度から鹿児島の空港が国際化していくし——まあ形式的には国際空港になつておるわ

けですから、その空港の近くに移転をして拡充す

ると、当然その空港を使った動物の輸入というの

がふえてくる、ということだらうと思ひます

が、現在、この鹿児島にある出張所の仕事はどの

ような形になつて行われておるのか。空港と港と

両方ですね、どのような形で取り扱つて仕事をし

ていらっしゃるのか、それをお尋ねしたいと

思ひます。

○政府委員(澤邊守君) 現在は鹿児島空港に種畜等の家畜が輸入されるという例は非常に少ないわ

けでございます。現在は鹿児島港——海の方の海

港の方ですが、これに入りますもの、検疫対象になりますのは主として骨粉が大部分でございま

す。先ほど申しましたように、今後畜産の主産地として発展が期待されております南九州地区に、直接受種畜等を入れるという場合には、今後は鹿児

島空港を使って空路輸入をするといふことがえ

てまいりうるふうに思つておるわけでございま

す。現在、職員は三名おりまして、当然移転整備を

いたしますれば人員の増加もいたしたい。さらに

空港の周辺に移転をするといったしますと、海港の方の検疫も必要でございますので、海港の方には

分室をつくるとかいうようなことによりまして、

もう一つ、五十年に鹿児島の出張所を移転をして、そして拡充をするということについて伺いたい

が、それで御指摘のよう、ニュージーランドから

マトンが一部入りますとともに鶏のひなが入つて

おります。これは羽田から鹿児島空港に回しまし

て、そこで係留検査を現在やつております。

○鶴園哲夫君 そこで、その羽田の空港には

ひなを係留して、どうこうするとか、あるいは大型

のところ、羽田には、そういう大きな敷地もない

でしようし、ですから、何万羽というふうに着く

ひなを係留して、そして防疫をするとかいうこ

とはなかなか羽田ではできにくいということだろ

うと思いますが、それは横浜でやつておられるの

じやないかと思うのですけれども。それで、横浜

に係留して横浜でやるということにもなるんで

しょうし、今後、成田空港が五十四年にできると

いうことになりますれば、成田空港に先ほどのお

話のように、そういう係留所をつくり、そこで

一週間なら二週間、あるいは三週間係留して検疫

をすると、そういうことになるんだろうと思うのです。そういう場合、成田空港に検疫所ができるその後地で行われている係留所の関係、それから、鹿児島の空港が五十二年度中には完成し、五十二年から発足することになるんだろうと思うのですが、そ

ういう係留地ができる、そのことと、横浜のいま行われている係留所の関係、それから、鹿児島の

空港の周辺に移転をするといふふうに考えてお

ります。成田が完備した場合に横浜にある係留地には、どうしても二万平米ぐらい、六ヘクタール程度の土地が必要だということであります。

鹿児島の空港の方、鹿児島にできますのはこの

五十年の予算としてはどれだけ組んであるのか。

それから、現地で聞きますと、二千万円の敷地の費用だといふ

話なんですが、空港の近くはもういまや十

アール二千万円程度になつておるわけです。なお

保留地には、どうしても二万平米ぐらい、六ヘク

タール程度の土地が必要だということであります。

が、敷地等の経費としては二千万円、言うならば

十アールしかない、六十分の一しかないといふ

ところに相当離れたところにつくらざるを得ないだらうという氣がするのですけれども、

これまたえらい話だといふうに思つておるんで

すが、どういうふうに考えられていらつしやるのかお尋ねをしたい。

○政府委員(澤邊守君) 鹿児島出張所の二ヵ年間

を目途といたします整備計画は、いま御指摘ござ

りますが、全体といたしまして、成田に重点的に全部やが一棟、畜舎三棟が主要なものでございますが、

五十年度の予算といたしましては、用地購入費は二千二十万円を計上いたしておるわけでござります。それから、さらに五十年度の建物の整備といたしましては、先ほど言いました全体計画の中で、畜舎一棟設置費といたしまして七千五百二十万七千円というのを予算に計上しておるわけでございます。

そこで、設置場所、用地の取得の問題でございますが、これは県のごあっせんも受けながら、現在選定中でございまして、まだ決定はいたしておりません。ただ、いま先生の御指摘ございましたように、近いところはかなり高くなつておりますので、余り遠隔地に離れるわけにはもちろんまいりませんけれども、近くと、それから若干離れた十数キロでございますが、離れたような地点と二候補地が出てまいしております。現在慎重に検討しておるところでございます。もちろん、空港に近いところだと、現在の予算ではなかなかやりにくいという面はござります。その辺をお考え合わせまして決定をしたいというふうに考えております。

○鶴園哲夫君 庁舎の方はどうなるんですか。庁舎の方は空港のすぐ近くに建ててあるのか、係留地はいまお話をのように、二千二十万という金ですか、それは飛行場の近辺では十アール程度しか手に入らない。六ヘクタールといらるものでありますと、相当遠く離れませんと、二十キロぐらいい離れないないととても手に入らんだろうと思ひます。そこへ係留地の畜舎を三棟建てるということになるのだろうと思いますが、ですが、いまの庁舎は、これは空港の近くに置かれるわけですか。そうすると、その敷地の問題も出てくる。あるいは、庁舎はいまお話を係留地に置かれるのか、そういう点について。

○政府委員(澤邊守君)

庁舎といいますのは、検査室のことなどございますけれども、まあ、係留施設である畜舎と検査室は、仕事の関係からいたしまして、同じ地点に、同じ場所に設けたいというふうに考えております。もちろん飛行場の航空機がつく場合には、飛行場に出張いたしまして、所

要の検査もやるということでございますが、係留に伴う検疫が一番業務量としては多いわけでござりますので、お尋ねの庁舎——検査室でございまして、仕事の関係上併設を必要といたしますが、これは同じ場所につくるという考え方であります。

○鶴園哲夫君

そうしますと、飛行場から二十キロ程度離れたようなところ、つまり二千万円で六ヘクタール程度のものが手に入るような地域、と

ころ。そこへ係留地ができる。それで、その仕事が大部分であるから、したがつてその出張所もそこに置く。その二十キロ程度空港から離れたところに置くというふうに受け取れますですね。それで、いま、現在あります出張所は、鹿児島市の市

中にあるのですが、それから約四十二、三キロ離れたところに飛行場ができるわけですね。それから、さらに二十キロ程度山つちよの方に入らなければ——山に入らなければということがあります

ますが、山に入らなければそういう係留地ができる。山に入らなければ、山手ですね。山手に入ったところもそこにある。そして、飛行機が着くたびに自動車で飛行場まで行かなきいかん。ですか

ら、これは、ちょっと二十キロぐらい離れないところにあります。そこへ、庁舎といいますか、職員がおると、それでもそこにある。それで、飛行機が着くたびに山手ではだめであつて、ずっと山つちよに入つて山

でも開墾しなければ、これは二千万円で六ヘクタールなんという土地はないわけです。とてつもない田舎の中に建てなければいかぬという——田

舎というよりも山の中ですな。山の中に建てなければいかぬということになるわけですね。それで、三十キロぐらいの山手ですね。それで、三十キロぐらいの山手

になります。だから、庁舎は飛行場の近くにできるのではなく、そこには、それはちょっと遠いところになります。それで、三十キロぐらいの山手

になります。だから、それは買物するところは全然ないわけですから、何もしないのです。買物するところ何もないのです。全然ないといつていいです。ですか

ら、そこには、それはちょっと……。それは全日空は飛行場のすぐ近くにアパートを建てていますが、買物は全部自動車で一括してやつておるのであります。そういう利便があれば別ですけれども、そろ

ういうふうなことは考えられない。そうすると、これはどうしても最も近い町といいますれば加治木町ですから、加治木町に職員の宿舎をつくるとい

うことになるだらうと思うのです。ただ、その庁舎が、二万平米の係留地につくるということになりまつてないでいいのです。ですけれども、こう

いうのは、どこでもおつくりになつていらつしゃるわけですから、考え方というものは、はつきりあると思うのですね。

○政府委員(澤邊守君) 宿舎につきましてもまだ弁だとそういうことになりそうですね、受け取れますね。

○政府委員(澤邊守君) 二万平米でございますのと、最終的にはもちろん決めておりませんけれども、

決めておりませんけれども、これは先ほど申しましたように、生活の利便ということもござりますので、係留施設あるいは庁舎等とは別個に、われわれいたしましては、鹿児島市と飛行場の間の適地を求めて決めたいというように現在のところ得しにくいという問題もございます。そこで、庁舎、畜舎はただいま申しましたように併設をいたしましたので、決めたいと思っておりますが、ただ職員の宿舎等につきましては、勤務あるいは社会生活に

ます。しかし、仕事の関係上併設を必要といたしますので、決めたいと思っておりますが、ただ職員の宿舎等につきましては、勤務あるいは社会生活に

ます。もちろん、鹿児島市と飛行場の間の適地を求めて決めたいというように現在のところ得しにくいという問題もございます。そこで、庁舎、畜舎はただいま申しましたように併設をいたしましたので、決めたいと思っておりますが、ただ職員の宿舎等につきましては、勤務あるいは社会生活に

しょうけれども、どうもそこら辺がはつきりしない。係留地に庁舎ができるのか、空港に庁舎ができるのか、その点をはつきりおしてもらいたいと思ひます。

○政府委員(澤邊守君) 宿舎はいま具体的な名前も出ましたけれども、そのような町を念頭に置いて現在選定をいたしておりますわけでございます。そこで庁舎、畜舎の方は、私どもは、いま一つの候

國設宿舎ということを考えれば、考えられないこともないけれども、しかし、とても二十戸の国設宿舎をつくるというわけにいくまい。そうしますと、省厅別宿舎を考えなければならぬということになるとと思うのですね。そこら辺のことはどうお考えになつていらっしゃるのか。国設宿舎になさるのか、省厅別宿舎にされるのか、どういうふうに考えていらっしゃるのか。

○政府委員(澤邊守君) 宿舎につきましては、現在財務司といひいろいろ御相談をしておるところでござ

等級といふところになるわけです。これが大変不満なわけです。不満じゃなくて、これは大変不つり合いだということですね。人事院といふのはいいかげんなところで、ぼくも長い間おつき合をしておりますけどね、とにかくどつか、そつに振り回されちゃってさ、それで小さな職種といいますか、人數の少ない職種といふものはなおざりにされるといいますかね、いいかげんに忘かれられるというのかな。看護婦さんの問題だって、これは長い間忘れておったわけですから、ごく最近近ですよ。それも、どつか、そつかの力で、中で

ということは大事なことだ、というふうにわれわれも考えておるわけでござります。
いま御指摘ございました点は、歯医職というような特別な職をつくつたらどうかという、あるいは御意見かと思ひますけれども、この点につきましては、検査の性格から言いまして、一般的行政に属する仕事ではないかと。行政の範疇に入る仕事だというような点から、なかなか切り離して特別の職種をつくると、いうのはむずかしいと思ひますし、それから現在、給与上、国家公務員の上級職の待遇を特別にしておるというようなことはございますが、そういう特別な職種をつくるということは非常にむずかしいのではないか。いろいろ研究はいたしておりますけれども、むずかしいのではなく、と思ひます。まことに、也の幾回こゝの事

結構でございますが、予算等の関係もございまして、若干離れたところもやむを得ないかと思いま

願いを叶へるが、少しもなし」といふのは、御見、下さります。

よ。そこで、いま一体、動物検疫官の問題について、行き着くところが四等級だというのじゃ、こ

ようにも思つております。

平米の空港から十七、八キロまた山手に入つたところに係留地ができる、そこで庄たる人員はおる

を通じて上級職の立場も資格も採用されて、疫官として従事をしているわけです。それで動物

「でさがら、あと木戸があらまして——この駒名をかかつております。教もきちつとしているのですね。そうしてみますと、これはひどい話だな。」

していただきます。

ふうに言われているんですね。言われているわけです。言っているんじやなくて言われている。そういう話が出てる。

そこで、もう一つの問題は六戸か七戸ということになりますと、これは国設宿舎にならないわけですね。加治木町には労働省の職業安定所もありますが、あるいは農林省の食糧事務所の支所もあります。またすぐ隣には統計の出張所もあります。また加治木町には建設省の道路管理事務所もあります。ですから、そういう意味で、二十戸の

から、組織のたてまえから言いますと、当然支所長というのは、これは三等級ということになりますよし、出張所長というのは四等級ということになる。画一的に考えればそういうことになるだろうと思いますね。言うならば権威ある組織と同じ位置づけになりますよね。

そこで、問題が出てているのは、国家試験を受けた獣医で動物防疫官として働いているんだが、行き着くところは支所長というところですね。(三等級ということになるわけですが。出張所長だと四

きちつとしたらどうですか。どうですか、こここのところをきちつとしてもらって、もうちょっととげなければどうにもなりませんよ。これはどうしよう。まず、農林省の見解を承って、それから人事院の角野さんの見解も承っておきたい。**○政府委員(湯邊守君)** 家畜防疫官は、海外からくる悪性な病気の、伝染病の侵入を阻止するというような重要な任務を持つておりますし、また、高度な専門技術も要するという仕事でございますので、その待遇の改善をいろいろな面で図っていくべきであつたからです。

お話を伺つたところ、貴省から動物衛生の検疫員について等級別定数といいますか、職務の等級の改善についてのお話をございました。私ども、いま先生のお話では、非常に小さいところでありますとか、数の少ないとこはおろそかになつておるというふうに、おしかりをいただきましたが、毎年等級別定数の改善作業をいたしております。ときには、各省、たとえば農林本省からいろいろ御相談をいたしまして個別に綿密に作業をいたしております。お話を検疫員の待遇の問題でございますが、こ

れは非常にペット的なものがあふえているんじやないかと思うんですがね。ですから、ペット的なものに対する獣医師といふものと産業動物に関する獣医師といふものとは、一体どんなふうになつてゐるのか、そういうところを聞きたいのですけれども、これはまた改めて、大臣が来たところでちよつとお伺いしましよう。時間もまことにあります。

○栗原俊夫君 時間を五分ばかりもらいまして一言だけお尋ねしたいと思います。
実は、高崎の競馬場で馬の伝染性貧血ですか、これで五十七頭殺処分をいたしました。この手当金の問題ですが、最高限度が五十九万円と、こうしたことなんですが、現在この対象となる馬の方ですね、全体どのくらいおつて、競走馬がどうのくらいかというような割合のあり方、これは競走馬——ギャンブルのいい、悪いはこれは論外として、現実にある競走馬ですから、競走馬とその他の馬、これをひっくりめにして最高限度額九万円というあり方でいいのかどうか。現実には、これは分けて評価をしなければ、これは実態に沿わないような感じがするけれども、これらにござります。特に、輸入関係につきましては鳥類が愛玩動物として非常にあえてまいりますので、それに対しましては、獣医師に対しましては、愛玩動物があふるということに対しましては、獣医に対します需要もあえてまいりますので、それらに対しましては獣医全体の配置の問題と関連いたしまして十分検討してまいりたい。さらにもまた、獣医師に対しまして社会的な要請が非常に多様化と言いますか、あるいは技術の面でも高度化しておりますので、現在獣医大学の教育年限の延長問題等も検討いたしておるわけでございまして、これは直接には文部省所管でございますが、現在の四年制を六年制に延長するというようなことが、畜産上もあるいは公衆衛生上もわれわれ農林省から見ましても、必要なことだと思ひますので、そういうようなことが早期に実現できますよううわれわれいたしましても、期待すると同時に、それに伴いまして獣医師制度全体の見直しも必要にならうかということで研究を始めておるところでございます。

○説明員(角野幸三郎君) 備給表の医療職の適用の問題につきましては、検疫員の職務内容をよく、それと医療職の関係、適用の関係をよく研究

いたしまして、別途の問題としてよく研究さしていただきたいと、かように考えております。
○栗原俊夫君 時間を五分ばかりもらいまして一言だけお尋ねしたいと思います。

いたしまして、別途の問題としてよく研究さしていただきたいと、かように考えております。
○栗原俊夫君 時間を五分ばかりもらいまして一言だけお尋ねしたいと思います。
実は、高崎の競馬場で馬の伝染性貧血ですか、これで五十七頭殺処分をいたしました。この手当金の問題ですが、最高限度が五十九万円と、こうしたことなんですが、現在この対象となる馬の方ですね、全体どのくらいおつて、競走馬がどうのくらいかというような割合のあり方、これは競走馬——ギャンブルのいい、悪いはこれは論外として、現実にある競走馬ですから、競走馬とその他の馬、これをひっくりめにして最高限度額九万円といつてくださいと、それは競走馬の比率、頭数等はどうなんですか。

○政府委員(澤邊守君) 四十九年度で見まして、競走馬の場合もそれが適用されると、こういうよ

り方ですね、全体どのくらいおつて、競走馬がどうのくらいかというような割合のあり方、これは競走馬——ギャンブルのいい、悪いはこれは論外として、現実にある競走馬ですから、競走馬とその他の馬、これをひっくりめにして最高限度額九万円といつてくださいと、それは競走馬の比率、頭数等はどうなんですか。
○政府委員(澤邊守君) 殺処分手当の額についてまして、競走馬と一般の農耕馬、輶馬等とは経済価値が違うのに同じ最高限度五十九万では問題ではないか、こういう御指摘かと思ひますが、手当金の最高限度を設けておりますのは、手当て金の額というのは基本的にはその家畜の残存価値といふことになります。それは一般的には家畜となる前における価値と大体比例をするということござりますけれども、無制限というわけにはいかないというふうな考えに基づいて、そのような通常の馬なら馬の補償的な意味の手当金いたしましては、やはり病気にかかる時点での残存価値というものを殺すこと命ずるわけでございます。

○政府委員(澤邊守君) 全部で十二万一千頭のうち、農用馬が六万六千頭、約五五%でございまして、それから軽種馬が五万五千頭、四五%、全体の頭数のうちの、といふこと、これが四十九年の数字でございます。軽種馬の中にはまたその中にいろいろ種雌馬もありますれば種雄馬もあります、競走馬もあります、普通の乗用馬も入っておるわけでございます。競走馬そのもので見ますと二万四千頭でございます。
○栗原俊夫君 この疾病にかかると、これは所有者の意思にかかるわざと、とにかく強制的に殺処分をするわけです。そのときには、さつき言つた付加価値が、病気にかかると、なくなるというような問題等も検討いたしておるわけでございまして、これは直接には文部省所管でございますが、現在の四年制を六年制に延長するというようなことが、畜産上もあるいは公衆衛生上もわれわれ農林省から見ましても、必要なことだと思ひますので、そういうようなことが早期に実現できますよううわれわれいたしましても、期待すると同時に、それに伴いまして獣医師制度全体の見直しも必要にならうかということで研究を始めておるところでございます。

した伝貧の場合ですね。これは一たん病気にならなければ、その後は競走馬としては廃用せざるを得ないといふものだそうですので、したがつて、伝播を防止するためには殺処分にするわけですが、発病したものについては、競走馬としての先ほどから申し上げておるような付加価値部分はこれらは消滅したというふうに考えていいのではないか、そういう一たん病気にならなければ、発病したもののうちに殺処分するためには御本人の意思にかかるわざと殺すること命ずるわけでございます。
○政府委員(澤邊守君) 四十九年度で見まして、競走馬の場合もそれが適用されると、こういうよ

り方ですね、全体どのくらいおつて、競走馬の比率、頭数等はどうなんですか。
○政府委員(澤邊守君) 殺処分手当の額についてまして、競走馬と一般の農耕馬、輶馬等とは経済価値が違うのに同じ最高限度五十九万では問題ではないか、こういう御指摘かと思ひますが、手当金の最高限度を設けておりますのは、手当て金の額というのは基本的にはその家畜の残存価値といふことになります。それは一般的には家畜となる前における価値と大体比例をするということござりますけれども、無制限というわけにはいかないというふうな考えに基づいて、そのような通常の馬なら馬の補償的な意味の手当金いたしましては、やはり病気にかかる時点での残存価値というものを殺すること命ずるわけでございます。
○政府委員(澤邊守君) 全部で十二万一千頭のうち、農用馬が六万六千頭、約五五%でございまして、それから軽種馬が五万五千頭、四五%、全体の頭数のうちの、といふこと、これが四十九年の数字でございます。軽種馬の中にはまたその中にいろいろ種雌馬もありますれば種雄馬もあります、競走馬もあります、普通の乗用馬も入っておるわけでございます。競走馬そのもので見ますと二万四千頭でございます。
○栗原俊夫君 この疾病にかかると、これは所有者の意思にかかるわざと、とにかく強制的に殺処分をするわけです。そのときには、さつき言つた付加価値が、病気にかかると、なくなるというような問題等も検討いたしておるわけでございまして、これは直接には文部省所管でございますが、現在の四年制を六年制に延長するというようなことが、畜産上もあるいは公衆衛生上もわれわれ農林省から見ましても、必要なことだと思ひますので、そういうようなことが早期に実現できますよううわれわれいたしましても、期待すると同時に、それに伴いまして獣医師制度全体の見直しも必要にならうかということで研究を始めておるところでございます。

した伝貧の場合ですね。これは一たん病気にならなければ、発病したもののうちに殺処分するためには御本人の意思にかかるわざと殺すこと命ずるわけでございます。
○説明員(角野幸三郎君) 備給表の医療職の適用の問題につきましては、検疫員の職務内容をよく、それと医療職の関係、適用の関係をよく研究したま

が申し上げましたのも、一つの觀点でございますが、それだけではなしにやつておるわけでござります。

○栗原俊夫君 これ最後です。

まあ、わかつたよなわからぬお話をすよ、実際。そして四十六年の附帯決議で現実の市場価値というものに沿うように、何といいますか、最高限度を改めると、こういうふうに書いてあるわけですけれども、必ずしも、これの物価高の急勢の中で沿うておらぬと思います。そういう意味合いで競走馬の問題も、私は、ギャンブルには反対の口ですから、競争馬に、やみくもに協力をしようとか、そういうことじやありませんけれども、やはり一般の輓馬、農耕馬と競走馬の区別、それからいま一つには、ここに掲げてあるすべての対象家畜の評価等につきましても、やはりこの時点では見直す段階にきているんだと、こう思いますが、まさにそのとおりだという答弁をもらいたい、このように思います。

○政府委員(澤邊守君) 前回の当委員会での御審議の際も、大臣からもお答えいたしましたけれども、畜種によりまして、四十六年に決めておりま

す最高限度が最近の実勢から見て過ぎるというものがござります。牛、馬、豚でござりますが、

これにつきましては、最近の取引の実勢価格等を検討いたしまして、評価額を引き上げるよう努めをしたいと思います。

○小笠原貞子君 四十六年の改正の附帯決議がな

されて、それについていろいろ進められていくと

思いますが、それだけでも、その中でも、家畜保健衛生所の充実というものがどの程度具体的に進められていくのか、そしてその進みぐあい、予算なども勘案されて、ますますいま大体これでいいというふうに見られているのか。まだこれで不十分だというような点があるとすれば、それは具体的にはどういう点がまだそこまでいっていいというふうにごらんになるのか。また、国の統廃合で相当、数は減らされているわけですが、そこからだけ見えての判断はつきかねると思いますけれども、その

統廃合に無理はなかつたのかどうか。それから都道府県への財政の援助というものはどういうふうな形でなされつあるかという、その点についてまずお伺いしたいと思います。

○政府委員(澤邊守君) 家畜保健衛生所は二十五年に法律ができまして、設置されて以来、都道府県におきます第一線の家畜衛生行政の機関として重要な役割りを果たしてまいりましたが、これは年に法規ができます。しかしその後、家畜の飼養頭羽数が急増したおりますので、業務が非常に増大をしておりましたし、さらに大規模化するというこ

とによりまして家畜の衛生事故も非常に複雑、多様化しておるということをございますので、それに対応いたしまして職員の数をふやしたり、ある

いは施設を充実するということをやる必要がある

ということで進めてきておるわけでござりますが、特に保健所の統合につきましては、四十年か

ら七九年計画で保健所の広域統合を進めてきたわ

けであります。もちろん、それとともに診断用の施設だとか、器械を整備をすると、あるいは機

動力を充実するとかということによりまして、業務の能率化、サービスの充実にいま努めてきてお

るわけでございます。この統合の趣旨は、市町村の合併とか、あるいは農協の合併とかということ

で、関係機関の区域が大型化しているということ

と、それから交通事情も昔に比べますと非常に便

利になつてているということともござりますけれども、先ほど言いましたような要請されます衛生技

術の多様化といいますか、複雑化、高度化とい

うことでござります。この統合につきましては、これは

くつたり機械を整備するという場合に援助をいた

しておりますほか、人件費につきましては、これは

かつて、二十六年までは補助金を交付しておつた

わけで、職員設置補助ということで、補助金を農林省から交付しております。したがいまして、

農林省から直接補助金を出しておるわけではござ

いませんが、これの基準単価といいますか、等につきましても、実情に合うように直していく、あ

るいは算入されております人数も全員現在なつて

おりませんので、今後の問題としてできるだけ算

入定数をふやすということと、それから、単価を現状に全部合わせるというわけにはまいりません

と思いますが、できるだけ実情に合わせた単価を引き上げていくといふうな努力をしなければいけないと、いうふうに考えております。

○小笠原貞子君 わけでございます。現在、数は二百二になつております。

○小笠原貞子君 それじゃ、具体的に伺つていき

ます。ささらに、人員につきましても四十年の統合の前

とで、数の増員を図つております。省令によりま

して保健所の基準を決めておりますが、これは通

常の保健所につきましては十人以上の獣医師を配

置する、特別の鑑定施設を持っております各県大

体一ヵ所の保健衛生所につきましては、十三名以

上というような基準を決めております。これは全

国的に見ますと平均十一名を若干上回つております。しかし基準に到達しているわけでござりますけれども、各県ごとに実は若干の格差がございまし

ます。そこで基準に到達しているわけでござりますけれども、各県ごとに実は若干の格差がございまし

雇い入れ獸医師の中でも、共済組合に所属する獸医師を雇い入れる率が非常に高い率になつてゐる、内地よりはるかに高い率になつてゐるというような実態でござります。反面、御指摘のように北海道の家畜保健衛生所の職員は先ほど申しまして、ような省令で決めております平均十名以上という基準に達しております。たしか八・六人ぐらいいかと思いますが、そこまで至つておりますので十分とは言えない。したがいまして、今後職員数の増加につきましては努力しなければいけないと思ひますが、再編整備前に比べますと、北海道におきます保健衛生所の職員はかなり増加の努力をしているということではございますが、なお他県に比べますと不足である。四十年には八十八名だったのが四十九年には百二十四名ということで五割近い前後の増員をしておりますので、その意味では先ほど申しました全国での増員の比率に比べますれば努力はされておると思ひますけれども、農林省といたしましては今後とも引き続いて努力する必要がある、道の努力に対し協力をすることの必要があるというふうに考えております。

けれども、やっぱりその辺のところが、全国的に同じような目で見られると、いろいろの問題が今後起きてくるんじゃないかというように思うので、この点考えていただきたいと思うわけなんですが、その辺のところ、北海道の特殊な状態と今まで、それを考えて今後いろいろ対策も考えていただけたのを聞いて、お伺いしたいと思います。

○政府委員(湯澤守君) 北海道は、地域が非常に広大であるということは御指摘のとおりで、したがいまして、獣医師の行動半径も非常に広いということ、まあ先ほどおっしゃいましたように確かに密度は高いという面でのメリットもありますけれども、しかしデメリットの方が大きいだらうと、いうふうに思います。北海道は、酪農あるいは将来は肉牛につきましても、わが国での畜産の主産地として今後一番期待される地域でございます。

畜産全般を見ましても、都市周辺からだんだん遠隔地に立地が移動しておりますが、その際、北海道というのはやっぱり最重点で考えるべき地域だということは、いま申しましたような期待からいたしまして御指摘ございましたような他の都府県に比べまして道の保健衛生所の職員数が少ないということは、いま申しましたような期待からいたしまして十分こたえてないということになりますので、われわれといいたしましても十分道に指導協力をいたしまして充実方については重点的に考えていきたいというふうに思います。

○小笠原貞子君 そういうようなわけで、結果として何になつてくるかというと、雇い入れ獣医師というもののに頼まなければならぬというところにはね返つてくるわけなんですね。非常に、その意味では、北海道の場合五百四十四人比になつていいことなんですねけれども、それが、ちょっと今までの方々の中では非常に大きな役割りを果たしているといふことで、協力返上するというようなことが

現実に起きているわけなんですか、そういうことをお聞きになつていらっしゃいますでしょ
うか。

○政府委員(澤邊守君) 一部でそういうわざを聞いております。

○小笠原貞子君 うわさではなくて、現実にそういう、協力しかねるというようなことになると大変こ
れは困った状態になつてくるんじやないか。

そこで、具体的に待遇の問題でお伺いしたいん
ですけれども、五十年度は五千九百五十円とい
ふうに算出されているわけですけれども、この五
千九百五十円の算出の基礎というものをどういう
ふうにごらんになつてこの数字をお出しになつた
んでしようか。

○政府委員(澤邊守君) 今年度薬医師の雇い上げ
手当を五千九百五十円、これは前年に比べまして
三二・二%の引き上げで予算を計上していま御審
議をお願いしておるわけですが、これは例年のこ
とでございますけれども、雇い入れ手当というの
は、まあ薬医師に対しまず日当として出されるも
のでございますが、その算定に当たりましては、
国家公務員の給与の給与水準、それからその改定
の状況、それから類似の職種であります一般の医
師の雇い入れ謝金の引き上げの状況等を勘案して
引き上げ額を決めておるわけでございます。その
ようなことで、先ほど言いましたような五千九百
五十円というものが五十年度予算に計上されておる
わけであります。

○小笠原貞子君 確かに、いろいろ伺わせていた
だきましたら、公務員給与体系、四等級八号から
十五号ぐらいと、それからまたベースアップ分も
勘案し、そして医師雇い上げ謝金というような形
で総合的に勘案されている。非常に総合的に勘案
されているその総合的が、一方で言えば、ちょっと
とつかみ金で、出したり引つ込んだりと、額もそ
の辺で決まつてくるというようなふうになつてしま
っているよう見られるんです。確かに、いま
局長おっしゃつたように、前年比で見ますと三

二・三%のアップで、数で言いますと非常に大幅なアップだけれども、もちろん方の獣医師さんにしてみれば、この大変な地域を抱えて、冬なら冬の大変な寒い中で、そして自分が診るという立場から考えてみると、もともとがそう高くない。安いところだから三二・三%と、大幅みたいだけども、実際には決して満足できるような、というよりは、むしろ非常に低いというふうに見て協力しかねるということも出てくるわけでございますね。で、農林省が大蔵省に要求された額は確か六千二百円というふうに伺っていたんですねけれども、査定で二百五十円削られた。大変細かいことを言うようですがれども、その二百五十円、何で、どういう意味で削られたのかな、ということをいろいろ聞かれまして、私もわかりません。明快に二百五十円なぜ削られたかというところを教えていただきたいと思います。

○政府委員澤邊守君 まあ当初概算要求出しましたときの額が満度に実現しなかった点、残念に思っておりますが、国家公務員の給与の改定が四十九年度は定期昇給を除きますと二九・六四ということがあったというようなことも査定する大蔵省側の考えの中にはあつたと思います。そういうようなことから、これは折衝事でござりますので、当初要求いたしましたのが全部実現できないうことはある程度やむを得ないということで、五十年度としては先ほど申し上げた線で決まったわけでございますが、今後とも実情に合った引き上げをしていくということには努力をしてまいりたいと思っております。

○小笠原貞子君 折衝の段階でいろいろ御苦労もなすったと思しますけれども、やっぱりここで考えていただきたいのは、獣医師としての技術的な評価という立場も考えて見ていただかないといけないんじゃないかと、そう思うわけです。そして今までしたんですけれども、一応共済組合としては福業共済組合、——北海道の場合の北海道農業共済でちょっと資料を出してもらっている見てみ

利厚生、退職積立金といふようなものも見ていいか
なければならないわけですね、その獣医師さんん
については。そうすると、共済の獣医師さんが、国
や道の要請で行う仕事、そして共済の仕事の比率
というもののから割ってみると、一防疫期間当た
り年間労働費が四十九年度で一三・五日といふ
ところになっている。こうした状況から見て、國の助
成が一日当たり五千九百五十円で済むということ

現在のところ、福利厚生費的なものまで算入されておるというところまではいっておらないわけであります。

○政府委員（澤邊守君）　車代を含めるようにといふう北海道の、これは道庁ですか、道庁あるいは農林省の方で御遠慮なさっていらっしゃるということなんですね。その辺の理由はどういうことだったんでしょうか。

らないし、今年度は、そういうことでためになることであれば、来年度に向かってでも結構ですけれども、やっぱり現場を見てもらって、北海道を見てもらつて、獣医師さんの活動範囲というのを見えてもらえば、これは当然特殊に自動車と車両代ということは加算して考えていただかなればならないというふうに――これ強くお願ひしたいと思うんですけれども、考えていただけない

は、非常にそういうことも考えられていない、不合理だというふうな考え方で不満を持っていてるわけなんですね。その辺についてはどういうふうにごらんになつていらっしゃるでしょうか。

○政府委員(澤守君) これは屋い入れ獣医師手当金の性格いかんということに関連する御質問かと思いますが、まあ伝染性疾病的発生予防とか、蔓延防止のために検査だとか、注射だとか、

るを、そことのところを雇い入れ歟医師で賄つてもらうという立場から考えると、都道府県に、まあはつきり言えば、任せつきりみたいな形で、不足を補つてもらおうという、民間への依存が非常に安易な姿勢でやられているのじやないかと。たゞえ雇い入れにしても、それが当該所屬機関に一定の負担を、結果的に強いというような形になるのでは、日当だけと言つていいものではない、といふ

医師会からの要請はわれわれも検討いたしましたけれども、でございますけれども、われわれが概算要求を提出しました際には、特に車代を含むということを明示せずして提出をいたしております。なお、北海道の歯医師会も、当初は車代を含めるということをかなり強く主張されましたけれども、なかなかむずかしいという御事情も考えられたのかと思ひますが、途中からは、この点よりは全体の総額を

○政府委員(澤邊守君) 御趣旨の点はそれなりによくわかるわけでございますが、現実の問題といたしましては、雇い入れ獣医師の勤務は普通の常勤の職員とはやや違う形で仕事をお願いしているという面——なかなか詳しく申し上げかねる点もあるんですけれども。そういう点で実情は無理のないよう調整しているという面が見られると思ふ。

薬浴とか、いろいろやります場合、これは獸医技術者でなければできないわけでございますが、これらの業務は、その伝染病の発生の状況によりまして、年によつてかなり変動があるわけで、非常に多発する年はもちろん業務量はふえますし、そうでない年は非常に少ない。また、その流行の時期も季節性がかなりございまして、一年じゅう標準化されてないというような点から、年間を通じて定量かつ平均的な事業量がないという点から、都道府県のまあ公務員として、職員として継続的に配置していくというわけにはなかなかまいるらしいということで、隨時、開業獸医師あるいは団体所属の獸医師等、その地域に所在する獸医師の協力を得て、検査、注射とかどうなことをやっておるわけでございます。したがつて、性格は福利厚生費とか、あるいは退職金とか、いわゆる常勤的な雇用を前提として含まれておるようなものが入りにくいということをございます。したがいまして、先ほど御指摘のような点につきまして、確かに一つの問題だとは思いますがけれども、

やふうに考えるわけなんですね、そつぱりあくまでも国の立場でやらなければならない定員の不足立って、その仕事も公共性のものであるという立場から考えれば、やっぱりもうちょっとそんな安易な考え方ではなくて、改善するという立場に立っての御検討を私は繰り返してお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(澤邊守君) 先ほど申しましたような勤務の実態あるいは雇用の実態の差がございますので、いま言われました点、御趣旨は理解できる点もございますけれども、いろいろ検討すべき点が多いと思いますので、慎重に検討してまいりました。

○小笠原貞子君 もう一つ具体的にお伺いしたいんですけれども、五十年度の予算の概算要求をするに当たって、道農業共済と北海道道庁が農林省に対し、人件費の六〇%アップの要請と一緒に車両代という項目で要請が出ていると思うんですね。一日当たり五百四十円、車のガソリン代といふような形で車両代というのが出しているんですねけれども、農林省が大藏に要求なすったときには、これが全然削られて、要求に出されていないわけ

引き上げるというように記憶いたしております。○小笠原貞子君 そういうふうにごらんになつたのかも知れませんけれども、現地へ行つていろいろ聞いてみますと、やっぱり、先ほど申し上げましたように北海道は非常に広い。近辺の近いところなら歩いていけるけれども、一歩遠なんていましても、小さい県なんかよりずっとずっと大きい。一つの府でも、一つの県より大きいなんと、いうところを抱えていますから、だから、普通に評価される日当たり当たるお金だけではなくて、やっぱりもう必需品なんで、そんなところまで歩いていけなんてとてもできないことなので、何とかそのことは切実に考えてもらいたい。これもまた北海道の特殊みたいになりますけれども……。そしてまた、汽車だとかその他の便というものがございませんで、やっぱり車に頼らなければなりません。そうすると、それは必要経費だということになると、非常に現地の獣医師さんなんかに聞いてみますと、これがもう抜かざるというのはちょっと実情がわかつていただけないんじゃないだろうかということで、この点強く要求がありましたがね。それはもう当然考えていただかなければ

○小笠原貞子君 じゃ、ぜひ検討していただきたいと思います。
それから次に、四十六年の附帯決議で、獣医師の「農村定着化と待遇の改善」ということが触られているわけです。先ほどからもいろいろお話をされておりましたように、家畜の飼養頭羽数が非常にふえる傾向になつて、政府みずからまた畜産を奨励して大規模飼育を進めるという方針でいらっしゃる。それからまた、一方では輸入家畜増からいろいろ新しい、今度の場合もそうでしょうけれども、新しい日本で発生を見なかつたような伝染病の侵入ということとも予想されるわけなんですね。こうした状況を考えますと、家畜保健衛生評議会も非常に重要性を帯びているということで、ここで審議もされているわけですから、それについて、政府が今までとつてきた獣医師の農村を定着するという対策、具体的に、この獣医師を農村に取り上げれば、確かに含まれていないというのは問題であるというのはわれわれも理解できるところでございます。他の制度との関連もありますので、慎重に研究をさせていただきたいと思います。

村にいかに定着させるという対策を見てみますと、非常な立ちおくれを見せてはいるといふうに、予算など調べさせていただくと言わなければならないと思うんです。わざかに、四十八年、四十九年の兩年に産業動物獣医師総合対策費といふ形で出ております。これは、本省内検討会事務費が計二百三十五万円計上されてるという、これだけなんですね、四十八、四十九両年度を見ますと。五十年度になって、やっと無獣医地域獣医師定着化モデル事業費というものが計上されて、これがやっとほんとうの意味での獣医師の定着化の仕事の始まりだというふうに見えるわけですね、いろいろ資料を見せていただきますと。そうすると、ちょっと少し遅過ぎる、いろいろ附帯決議で言われているこの大事な問題について、この面は非常におくれてはいるんじゃないかなと。こんな仕事をやっていただけるのかどうか、ということはちょっと不安になつてくるわけなんですねけれども、その対策についてどういうふうにごらんになつていらっしゃるかどうか伺いたいと思います。

○政府委員(澤邊守君) 現在、全国的に見まし

て、獣医師の配置につきましては、都市が過密で

あるということで問題がございますが、逆に、農

村地域におきましては、これは産業動物関係の獣

医師ということになるわけでございますが、不足

であるという両極端の現象が出てるわけでござ

ります。特にわれわれが畜産振興を図ります場

合、農村地域におきます獣医師の不足ということ

は非常に深刻な問題になりますので、これを何と

か定着をするようにして無獣医村も解消するとい

うことには全力を尽くさなければいけないとい

ことで、先ほど御指摘がございましたように、四

十八年、四十九年、総合対策検討会というのを設

けまして、実は二月の十日に報告書が出たわけでござります。それらの審議過程も十分参考にさし

ていただきまして、先ほどお話を出した地域の獣医師の定着化モデル事業といふものを全

国四カ所につきまして五十年度から新たに実施を

することに入つたわけであります。

先ほど言いましたように、この報告は二月に出ましたので、その報告を受けて五十年度予算を組んだというところまではまいりませんでしたので不十分でございますが、モデル事業として実施をいたしまして、診療施設なり診療車なり、あるいは宿舎まで含めて助成をして、そこに獣医師さんが落ちつくと、誘致ができるというようにすることと、ちょっと少し遅過ぎる、いろいろ附帯決議で言われているこの大事な問題について、この面は非常に遅れてはいるんじゃないかなと。こんなことを始めたのですが、これの成果も見ながら今後拡充をしていきたいというように思いますし、それからまた、定着を図りますためには、そういう施設を助成をいたしましてやるというのも一つの方法でございますが、もう一つは、先ほど来御議論が出てますように、不足の原因というものは、やっぱり待遇が悪い——待遇が悪いとか、生活が不便だ、ということともござります。都市のほうが収益が上がるということもございます。都市のほうがやはり、待遇が十分でないという点が基本ではなからうかと思いまして、そういう点につきましては、手当の問題あるいは公務員について給与の問題等につきまして今後一層充実するように努力していくことが基本ではないかというふうに思つてやつております。

○小笠原貞子君 やられないよりも、やられ始めたということは大変結構だと思いますけれども、五十年度のそのモデル事業といふもの、診療施設等の車購入費二分の一補助という形で全国四カ所といふことで始められた仕事は非常に結構なんだけれども、ほんとうに少ないですね。何とか、この辺のところいろいろ検討していただいて心配なくしていただきたいということをまた重ねてお願いしたいと思います。

それで、直接問題になつてます豚の水胞病の問題なんですかね、ヨーロッパで流行りましたですね。七三年一月のFAOのローマ会議でいろいろな決定がされたわけですから、その会議で決定されたのに対して、日本側としてはどういうふうな検討がされてきたのかどうかとい

うことを伺わせてください。

○政府委員(澤邊守君) ただいまお尋ねになりますのは、FAOが昭和四十八年一月に、世界各

頭といふあの程度にとどまつた一番大きな効果

だつたと思います。そういうことで、初動防疫措

置をとつて、局地的な小発生にとどめるとい

うが非常に大事だということでやつてきておりま

したことが、その意味では効果があつたと思つ

て、非常に喜んでるわけであります。

また、そういうこともございましたので、勧告

等も考えまして、発生しました場合には、家畜伝

染病の六十二条を適用しまして、蔓延防止措置に

つきまして一次的な準用をするための政令を決め

まして、国としても適切な措置がとり得たとい

ことは、われわれいたしましても不幸中の幸い

であったと思ってるわけです。

さらに四十九年の三月と八月の二回にわたりま

して血清学的な調査を、まあ抗体調査といふの

やりますて、全国的にどの程度ウイルスが進入し

ましたかといふことを調査したわけでございます。

その調査の結果、現在は豚水胞病は残つてお

らず、それがからだいまの勧告がございまして以

て、それが口蹄疫といふ非常に恐れられている病

は口蹄疫ほどではございませんけれども、かなり

急性であつて被害が大きいことから、わが

国におきましてもこの勧告の趣旨を重視いたしま

して、本病の病性だと、英國におきます発生の

状況等を関係方面に周知徹底する。これは私ども

で週報を出してありますので、家畜衛生週報とい

うのを毎週出しております。その中で繰り返しそ

のよう周知徹底方も図る一方、口蹄疫等の海外

悪性伝染病に関する知識とその対応措置につきま

して、会議その他あらゆる機会をとらえまして、

これは発生した場合には、初動防疫、最初の手の

打ち方が大事でございますので、それに重点を置

ましたですね。七三年一月のFAOのローマ会議で

いろいろな決定がされたわけですから、そ

の会議で決定されたのに対して、日本側としては

どういうふうな検討がされてきたのかどうかとい

うことを伺わせてください。

○政府委員(澤邊守君) ただいまお尋ねになりますのは、FAOが昭和四十八年一月に、世界各頭といふあの程度にとどまつた一番大きな効果だつたと思います。そういうことで、初動防疫措置をとつて、局地的な小発生にとどめるといふが非常に大事だということでやつてきておりました。まあ要点だけ申し上げてみますと、発生国は、OIEという国際獣疫事務局という家畜伝染病関係の専門の国際機関がござります、そのOIEといふのに発生を通報することだとか、発生が、輸出国が輸入国へ病気を持ち込まないよう止をするための措置につきまして勧告をいたしております。まあ要点だけ申し上げてみると、発生国は、OIEという国際機関がござります、そのOIEといふのに発生を通報することだとか、発生が、輸出国が輸入国へ病気を持ち込まないよう止をするための措置につきまして勧告をいたしております。まあ要点だけ申し上げてみると、発生国は、OIEといふのに発生を通報することだとか、発生が、輸出国が輸入国へ病気を持ち込まないよう止をするための措置につきまして勧告をいたしております。まあ要点だけ申し上げてみると、発生国は、OIEといふのに発生を通報することだとか、発生が、輸出国が輸入国へ病気を持ち込まないよう止をするための措置につきまして勧告をいたしております。まあ要点だけ申し上げてみると、発生国は、OIEといふのに発生を通報することだとか、発生が、輸出国が輸入国へ病気を持ち込まないよう止をするための措置につきまして勧告をいたしております。まあ要点だけ申し上げてみると、発生国は、OIEといふのに発生を通報することだとか、発生が、輸出国が輸入国へ病気を持ち込まないよう止をするための措置につきまして勧告をいたしております。まあ要点だけ申し上げてみると、発生国は、OIEといふのに発生を通報することだとか、発生が、輸出国が輸入国へ病気を持ち込まないよう止をするための措置につきまして勧告をいたしております。まあ要点だけ申し上げてみると、発生国は、OIEといふのに発生を通報することだとか、発生が、輸出国が輸入国へ病気を持ち込まないよう止をするための措置につきまして勧告をいたしております。まあ要点だけ申し上げてみると、発生国は、OIEといふのに発生を通報することだとか、発生が、輸出国が輸入国へ病気を持ち込まないよう止をするための措置につきまして勧告をいたしております。まあ要点だけ申し上げてみると、発生国は、OIEといふのに発生を通報することだとか、発生が、輸出国が輸入国へ病気を持ち込まないよう止をするための措置につきまして勧告をいたしております。まあ要点だけ申し上げてみると、発生国は、OIEといふのに発生を通報することだとか、発生が、輸出国が輸入国へ病気を持ち込まないよう止をするための措置につきまして勧告をいたしております。まあ要点だけ申し上げてみると、発生国は、OIEといふのに発生を通報することだとか、発生が、輸出国が輸入国へ病気を持ち込まないよう止をするための措置につきまして勧告をいたしております。まあ要点だけ申し上げてみると、発生国は、OIEといふのに発生を通報することだとか、発生が、輸出国が輸入国へ病気を持ち込まないよう止をするための措置につきまして勧告をいたしております。まあ要点だけ申し上げてみると、発生国は、OIEといふのに発生を通報することだとか、発生が、輸出国が輸入国へ病気を持ち込まないよう止をするための措置につきまして勧告をいたしております。まあ要点だけ申し上げてみると、発生国は、OIEといふのに発生を通報することだとか、発生が、輸出国が輸入国へ病気を持ち込まないよう止をするための措置につきまして勧告をいたしております。まあ要点だけ申し上げてみると、発生国は、OIEといふのに発生を通報することだとか、発生が、輸出国が輸入国へ病気を持ち込まないよう止をするための措置につきまして勧告をいたしております。まあ要点だけ申し上げてみると、発生国は、OIEといふのに発生を通報することだとか、発生が、輸出国が輸入国へ病気を持ち込まないよう止をするための措置につきまして勧告をいたしております。まあ要点だけ申し上げてみると、発生国は、OIEといふのに発生を通報することだとか、発生が、輸出国が輸入国へ病気を持ち込まないよう止をするための措置につきまして勧告をいたしております。まあ要点だけ申し上げてみると、発生国は、OIEといふのに発生を通報することだとか、発生が、輸出国が輸入国へ病気を持ち込まないよう止をするための措置につきまして勧告をいたしております。まあ要点だけ申し上げてみると、発生国は、OIEといふのに発生を通報することだとか、発生が、輸出国が輸入国へ病気を持ち込まないよう止をするための措置につきまして勧告をいたしております。まあ要点だけ申し上げてみると、発生国は、OIEといふのに発生を通報することだとか、発生が、輸出国が輸入国へ病気を持ち込まないよう止をするための措置につきまして勧告をいたしております。まあ要点だけ申し上げてみると、発生国は、OIEといふのに発生を通報することだとか、発生が、輸出国が輸入国へ病気を持ち込まないよう止をするための措置につきまして勧告をいたしております。まあ要点だけ申し上げてみると、発生国は、OIEといふのに発生を通報することだとか、発生が、輸出国が輸入国へ病気を持ち込まないよう止をするための措置につきまして勧告をいたしております。まあ要点だけ申し上げてみると、発生国は、OIEといふのに発生を通報することだとか、発生が、輸出国が輸入国へ病気を持ち込まないよう止をするための措置につきまして勧告をいたしております。まあ要点だけ申し上げてみると、発生国は、OIEといふのに発生を通報することだとか、発生が、輸出国が輸入国へ病気を持ち込まないよう止をするための措置につきまして勧告をいたしております。まあ要点だけ申し上げてみると、発生国は、OIEといふのに発生を通報することだとか、発生が、輸出国が輸入国へ病気を持ち込まないよう止をするための措置につきまして勧告をいたしております。まあ要点だけ申し上げてみると、発生国は、OIEといふのに発生を通報することだとか、発生が、輸出国が輸入国へ病気を持ち込まないよう止をするための措置につきまして勧告をいたしております。まあ要点だけ申し上げてみると、発生国は、OIEといふのに発生を通報することだとか、発生が、輸出国が輸入国へ病気を持ち込まないよう止をするための措置につきまして勧告をいたしております。まあ要点だけ申し上げてみると、発生国は、OIEといふのに発生を通報することだとか、発生が、輸出国が輸入国へ病気を持ち込まないよう止をするための措置につきまして勧告をいたしております。まあ要点だけ申し上げてみると、発生国は、OIEといふのに発生を通報することだとか、発生が、輸出国が輸入国へ病気を持ち込まないよう止をするための措置につきまして勧告をいたしております。まあ要点だけ申し上げてみると、発生国は、OIEといふのに発生を通報することだとか、発生が、輸出国が輸入国へ病気を持ち込まないよう止をするための措置につきまして勧告をいたしております。まあ要点だけ申し上げてみると、発生国は、OIEといふのに発生を通報することだとか、発生が、輸出国が輸入国へ病気を持ち込まないよう止をするための措置につきまして勧告をいたしております。まあ要点だけ申し上げてみると、発生国は、OIEといふのに発生を通報することだとか、発生が、輸出国が輸入国へ病気を持ち込まないよう止をするための措置につきまして勧告をいたしております。まあ要点だけ申し上げてみると、発生国は、OIEといふのに発生を通報することだとか、発生が、輸出国が輸入国へ病気を持ち込まないよう止をするための措置につきまして勧告をいたしております。まあ要点だけ申し上げてみると、発生国は、OIEといふのに発生を通報することだとか、発生が、輸出国が輸入国へ病気を持ち込まないよう止をするための措置につきまして勧告をいたしております。まあ要点だけ申し上げてみると、発生国は、OIEといふのに発生を通報することだとか、発生が、輸出国が輸入国へ病気を持ち込まないよう止をするための措置につきまして勧告をいたしております。まあ要点だけ申し上げてみると、発生国は、OIEといふのに発生を通報することだとか、発生が、輸出国が輸入国へ病気を持ち込まないよう止をするための措置につきまして勧告をいたしております。まあ要点だけ申し上げてみると、発生国は、OIEといふのに発生を通報することだとか、発生が、輸出国が輸入国へ病気を持ち込まないよう止をするための措置につきまして勧告をいたしております。まあ要点だけ申し上げてみると、発生国は、OIEといふのに発生を通報することだとか、発生が、輸出国が輸入国へ病気を持ち込まないよう止をするための措置につきまして勧告をいたしております。まあ要点だけ申し上げてみると、発生国は、OIEといふのに発生を通報することだとか、発生が、輸出国が輸入国へ病気を持ち込まないよう止をするための措置につきまして勧告をいたしております。まあ要点だけ申し上げてみると、発生国は、OIEといふのに発生を通報することだとか、発生が、輸出国が輸入国へ病気を持ち込まないよう止をするための措置につきまして勧告をいたしております。まあ要点だけ申し上げてみると、発生国は、OIEといふのに発生を通報することだとか、発生が、輸出国が輸入国へ病気を持ち込まないよう止をするための措置につきまして勧告をいたしております。まあ要点だけ申し上げてみると、発生国は、OIEといふのに発生を通報することだとか、発生が、輸出国が輸入国へ病気を持ち込まないよう止をするための措置につきまして勧告をいたしております。まあ要点だけ申し上げてみると、発生国は、OIEといふのに発生を通報することだとか、発生が、輸出国が輸入国へ病気を持ち込まないよう止をするための措置につきまして勧告をいたしております。まあ要点だけ申し上げてみると、発生国は、OIEといふのに発生を通報することだとか、発生が、輸出国が輸入国へ病気を持ち込まないよう止をするための措置につきまして勧告をいたしております。まあ要点だけ申し上げてみると、発生国は、OIEといふのに発生を通報することだとか、発生が、輸出国が輸入国へ病気を持ち込まないよう止をするための措置につきまして勧告をいたしております。まあ要点だけ申し上げてみると、発生国は、OIEといふのに発生を通報することだとか、発生が、輸出国が輸入国へ病気を持ち込まないよう止をするための措置につきまして勧告をいたしております。まあ要点だけ申し上げてみると、発生国は、OIEといふのに発生を通報することだとか、発生が、輸出国が輸入国へ病気を持ち込まないよう止をするための措置につきまして勧告をいたしております。まあ要点だけ申し上げてみると、発生国は、OIEといふのに発生を通報することだとか、発生が、輸出国が輸入国へ病気を持ち込まないよう止をするための措置につきまして勧告をいたしております。まあ要点だけ申し上げてみると、発生国は、OIEといふのに発生を通報することだとか、発生が、輸出国が輸入国へ病気を持ち込まないよう止をするための措置につきまして勧告をいたしております。まあ要点だけ申し上げてみると、発生国は、OIEといふのに発生を通報することだとか、発生が、輸出国が輸入国へ病気を持ち込まないよう止をするための措置につきまして勧告をいたしております。まあ要点だけ申し上げてみると、発生国は、OIEといふのに発生を通報することだとか、発生が、輸出国が輸入国へ病気を持ち込まないよう止をするための措置につきまして勧告をいたおります。

○小笠原貞子君 いろいろ対処していただけてるところと、あるいはいろいろ御苦勞があるんじやないかとは思はれてますね。動物そのものが持つてくればいいだけですね。動物そのものが持つてくればいいけれども、人や何かについて入ってくるというようなおそれがあるのかないかと、その辺のところの進入する経路というようなものについてのお考えを伺わせていただきたいと思います。

○政府委員(澤邊守君) 今回の発生の進入経路でございましたですね。七三年一月のFAOのローマ会議でいろいろな決定がされたわけですから、その会議で決定されたのに対して、日本側としてはどういうふうな検討がされてきたのかどうかとい

ましたが、果たして神奈川県にはどこから入ったか、どういう経路でいつ入ったかということは、いろいろ調べましたけれども、どうも確認するに至らなかつた。非常に残念でございますが、そのためではないかという推定はされますけれども、確認するまでには至らなかつたわけあります。

そこで、今後の進入に対します防護の手段といたしまして、もちろん輸入検疫を厳正にやっていく、嚴重にやっていくことが決め手になるわけですが、まあ国内になかつた病気でございますので、何らか海外から家畜なりあるいは物品あるいは人に付着して入つたのではないかという推定はされますけれども、確認するまでには至らなかつたわけあります。

そこで、今後の進入に対します防護の手段といたしまして、もちろん輸入検疫を厳正にやっていく、嚴重にやっていくことが決め手になるわけですが、その前提といたしまして、海外の発生状況につきまして情報をできるだけとるということ、それからわが国からも専門の係官を発生地等に派遣をいたしまして状況を把握するということ等も十分にやりまして、輸入検疫の万全を期していきたいというふうに考えております。

されませんので、この場合には平均評価額は三万六千七百五十二円でございまして、それに対しまして五分の四の手当を交付いたしましたので、平均いたしまして二万九千四百円が交付をされたわけでございます。もちろん評価に当たりましては家畜防疫員だとか、あるいは畜産関係の公務員であるいは畜産経験者の三者が当たりまして、家畜の能力だから、当時の市況とかいうものを十分参照して評価した結果、ただいまのような手当金を交付しております。

○小笠原貞子君 これは患畜は肉としては食べられないですか。食べていいんですか。

○政府委員(澤邊守君) 全部焼却または埋却しなければいけないので、肉としては食用に供することはできません。

○小笠原貞子君 できませんでしたね。心配しますのは、結局、肉としても食べられないと、殺しちゃわなければならぬのに、ちょっとお金が少ないのでどちらというようなことで、もしもびひつて検査だとか何かに応じなかつたり、そのままということで蔓延しても困ると思いますので、それについての補償の金額というのは、いつでもそういう心配がないように、ということで検討いただきたい。当然そういうふうに考えていただけると思います。けれども、その辺はどうですか。

○政府委員(澤邊守君) 評価額の最高限度額が四十六年に定められたものでございまして、牛、豚、馬につきましては、最近の市況からいたしますと低過ぎると思思います。われわれといたしましては、これを適正な水準にまで引き上げることについて努力をしたいというふうに考えております。

○小笠原貞子君 それじゃ最後に、こういうことが起きないような予防ワクチンというようなものの研究開発というようなものはどの程度進められているのか、その辺のことをお伺いして終わりたいと思います。

○説明員(鈴木章生君) わが国の畜産の健全な発展を図る上におきましては、家畜の疾病に対しましては、畜産研究体制の整備といふことは必須の課題です

ございまして、農林省におきましては家畜衛生試験場におきましてこの問題に取り組んでいるところでございます。今回の豚の水胞病につきましては、発見と同時に、家畜衛生試験場の研究第二部口蹄疫診断研究室におきまして、その緊急病性鑑定などを実施いたしまして、その診断技術等の成績によりまして本病の蔓延の防止というものを図ったわけでござります。幸いに本病は、わが国に常有いたしますところの病気ではございませんので、海外からの侵入防止という面からさらに今後も迅速、的確な診断法の確立、さらには有効な予防液、ワクチン等の開発につきまして同研究室におきまして研究を行うことにいたしております。さらに五十年代におきましては、口蹄疫の免疫研究室を新設いたしまして、その研究を一層強化してまいりたいというふうに考えております。

○委員長(佐藤隆君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(佐藤隆君) 御異議ないと認めます。

それではこれより討論に入ります。——別に御発言もないようですから、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(佐藤隆君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(佐藤隆君) 総員挙手と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

ただいま可決されました家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案が各会派の意見の一一致を見ましたので、便宜私から提案いたします。

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行にあたり、左記事項についてその実現に努めるべきである。

記

一、最近における海外からの家畜の悪性伝染病がわが国に侵入する危険性の増大に対処して、わが国に未発生の悪性伝染性疾病の防疫に必要な海外情報等の速かな把握に努めるとともに、動物検疫施設の一層の整備充実を図り、防疫のための試験研究を拡充強化すること。

二、自衛防疫の推進を図るため、その体制の育成強化に努め、家畜保健衛生所の機能の整備充実及び産業動物獣医師の充足を図る等その防疫体制に万全を期すること。

三、近年における牛の異常産の被害にかんがみ、その予防及び治療方法の確立を急ぐとともに、被害農家に対する適切な救済措置を検討すること。

右決議する。

以上であります。

それでは本附帯決議案の採決を行ないます。本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(佐藤隆君) 総員挙手と認めます。

よって、本決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、安倍農林大臣から発言を求められておりますので、これを許します。安倍農林大臣。

○國務大臣(安倍晋太郎君) ただいまの御決議につきましては、その御趣旨を尊重し、善処いたしたいと思います。

○委員長(佐藤隆君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(佐藤隆君) 御異議ないと認め、さよう

決定いたします。

○委員長 佐藤隆君 次に、山村振興法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、発議者から趣旨説明を聽取いたします。衆議院議員坂村吉正君。

○衆議院議員坂村吉正君) ただいま議題となりました私外十二名の提出にかかる山村振興法の一部を改正する法律案につきまして、提出者を代表して、提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

昭和四十年に衆議院農林水産委員長の提案により、山村振興法が制定されて以来、四十七年度までに国土のおよそ二分の一に相当する地域が山村振興地域に指定され、山村振興計画の策定をはじめこれに基づく各種の山村振興事業が推進されてまいりましたのであります。しかし、山村住民の所得水準、生活環境施設整備の水準などの地域格差は必ずしも解消されず、山村の現状はなお厳しいものがあります。

山村地域は、これまで農林産物の供給、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全などの諸機能に関して大きな役割りを果たしてきましたが、近年これらは役割り等を維持する必要性が高まるなど山村地域の振興的重要性は一段と高まっているのであります。

このようないい実情にかんがみまして、本年三月三十日をもって期限切れとなる本法の有効期限をさらに十ヵ年間延長いたしますとともに、山村の当面する新らたなる情勢に対処して、その内容及び関連諸施策等の整備充実を図ることとして、ここにこの法律案を提出いたした次第であります。

以下、改正の主要な内容について御説明申し上げます。

第一に、山村地域が国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全等に重要な役割りを担っていることを法律の上で明らかにするため、目的についての規定を改正することといたしました。

第二に、山村地域の振興の根幹的施設であり、

また地域住民の要望のきわめて強い道路交通網の整備について、振興山村関係市町村の財政負担の軽減等を図って、その整備を促進するため、基幹的な市町村道、農道、林道等の新設及び改築は都道府県も行うことができることとし、この場合は、その経費について後進地域の国の負担割合の特例の適用を受けることとしたしました。

第三に、振興山村における集落の整備のための住宅の建設等及び農林漁業經營の改善のための資金の融通の円滑化を図るため、住宅金融公庫資金の特例及び農林漁業金融公庫資金の融資の特例を認めることとしたしました。

また、国及び地方公共団体は、振興山村における住民の基本的問題である医療の確保を図るために、診療所の設置等の事業が実施されるよう努めなければならぬこととするとともに、山村において伝承されてきた地域文化を保存するため適切な措置が講ぜられるよう努めるべきことを明らかにしました。

以上のほか、所要の規定の整備を行うこととしたしました。

以上が山村振興法の一部を改正する法律案の提案理由及びその主要な内容であります。

員長より指定市町村から強い要望のありましたわゆる山村債及び本法第四条の解釈につきまして政府の見解をいたしましたところ、佐藤自治政務次官から、山村債につきましては、辺地債の条件を緩和すること等で対処したい旨、また本法第四条の解釈につきましては、森大蔵政務次官から、「国の負担又は補助に係る事業に対する負担又は補助についての条件の改善」とは、当該事業にかかる採択基準の緩和、国の負担割合または補助率の引き上げ等を含むものと政府も考えていました。

何とぞ御審議の上、速かに御可決くださいますよう、お願い申し上げます。

○委員長 佐藤隆君) 速記をとめてください。

○委員長(佐藤隆君) 速記を起こしてください。

これより質疑に入ります。

この際、理事会の申し合わせに基づきまして、

本案に関し、当委員会を代表して政府の見解を伺います。

衆議院農林水産委員会における齋谷委員長の代

表質問により、起債の問題については辺地の指定基準の緩和と適債事業の範囲の拡大により対処す

ること、本法第四条には採択基準の緩和と国の負

担割合または補助率の引き上げ等を含み得ること

たがいまして、これらの点につきましては重複を

避けるために省略し、以下の三点について政府の見解を伺います。

第一は、本案により第十四条として規定されたこととなる(医療の確保)の問題であります。

この問題は山村においてはきわめて深刻な問題

でありますから、本法制定の時には、政府の積極

的な施策の展開が望ましいのであります。しかし

地区対策の方針を伺いたいのであります。

第二は、山村振興に対する国有林の協力であります。

山村振興法にはその第四条に「国有林野の積極

的活用」という規定がございますが、国有林地帯

の山村におきましては、国有林は、木材等の国有

林野産物の売り払い、造林保育、雇用等、その管

理經營の全般にわたつて山村振興に影響する面が

きわめて大きいのであります。したがいまして、

国有林野の積極的活用はもちろん、その他の管

理、運営につきましても、常に地元山村の振興に

おきます。この点について農林省当局の見解を伺います。

第三は、山村の役割りに関する問題であります

す。

本案は山村の持つ公益的機能など国民的な役割

りもあわせて規定することにしており、現行法の

足らざる点を補つてあるのであります。山村が

果たしている国民的な役割りは必ずしも物的なものだけでなく、精神的・文化的な側面についてもその役割りは大きいと思われる 것입니다。

すなわち、最近における工業化・都市化の急速な進展により国民生活が規格化され無味乾燥となるという問題が強く指摘されている中で、健全な山村が存在することの意義はきわめて高いと思われます。

したがいまして、山村の振興は、このよう

な趣旨からも従来よりもはるかに積極的な姿勢で

推進されるべきであります。この点について政府

当局の見解を伺います。

○政府委員(山下徳夫君) お答えいたします。

昭和四八年における政府調査によりますと、

全国における無医地区の数が二千八十八カ所でござります。この中で山村振興地域内にあるものが一千二百十二カ所、半数以上でございます。このよ

うな山村振興地域における医療の確保につきましては、政府といしましても、きわめて緊急性の

高い課題と考えて、かねてより僻地診療所の整備、患者輸送車等機動力の整備、僻地医師修学資

金等による医師の確保等の施策を講じてきたところであります。しかしながら、従来の僻地医療対

策はやもすれば無医地区を中心とした個別的な

対策に偏したきらいがあつたため、昭和五十年度

以降におきましては広域的かつ組織的な対策を計

画的に展開し、僻地医療の確保を図ることといた

しております。すなわち、新たに無医地区を有する

広域市町村圏を単位とした僻地中核病院の整備

及び無医地区への保健婦の配置を行うことによ

り、医師の確保及び僻地住民の保健指導の強化を

図るとともに、僻地診療所の整備及び運営に対する

国庫補助率の引き上げを行う等、僻地医療対策

の格段の強化、充実を図ることといたしております。

政府といしましては、以上のようの方針のも

とに、山村振興地域における無医地区対策を進めいく考えであります。山村振興法の今回の時

宜を得た改正を契機といたしまして、今後とも無

医地区対策の一層の充実に努めてまいる所存でございました。

ざいます。

○國務大臣(安倍晋太郎君) 国有林野事業の運営に当たつては、基本的には林政審議会の答申の趣旨に沿い、国有林野の持つ公益的機能の發揮、林産物の計画的、持続的供給及び地域振興への寄与等、国有林野事業が果たすべき役割を十分認識した管理、経営に努めておるところであります。とりわけ国有林野の所在する農山村地域の振興について、国有林野の管理、経営全般にわたり、これら地域の産業発展と住民福祉の向上等に密接な関連を有するところから、かねてから地域振興の寄与について十分配慮してきただところであります。が、今後とも社会、経済情勢の変化に対応しつつ国有林野の活用、林産物の供給、雇用の場の提供、その他農山村地域の振興に資するよう積極的な管理、経営に努めてまいりたいと思います。

○國務大臣(金丸信君) ただいまの御質問の趣旨にありますとおり、山村地域は国土の保全、自然環境の保全、国民への緑地の空間の提供など、国民にとって欠くことのできない公益的機能を果たしている地域であり、しかもその役割は単に物質的なものだけでなく、精神的、文化的なものも含んで国民に国民共通のふるさとともいべき意義を持つていると考えます。したがつて、山村の振興に当たつてはこうした考え方を十分踏まえ、山村が果たしているこのような国民的役割を一層發揮させるためにも、今回の改正を契機として山村振興施策の拡充にさらに積極的努力してまいる考え方であります。

○委員長(佐藤隆君) 以上で質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。——別に御発言もないようですから、討論は終局したものと認めます。これより採決に入ります。山村振興法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の举手を願います。

(賛成者举手)

○委員長(佐藤隆君) 総員举手と認めます。よつとありますとおり、山村地域は国土の保全、自然環境の保全、国民への緑地の空間の提供など、国民にとって欠くことのできない公益的機能を果たしている地域であり、しかもその役割は単に物質的なものだけでなく、精神的、文化的なものも含んで国民に国民共通のふるさとともいべき意義を持つていると考えます。したがつて、山村の振興に当たつてはこうした考え方を十分踏まえ、山村が果たしているこのような国民的役割を一層發揮させるためにも、今回の改正を契機として山村振興施策の拡充にさらに積極的努力してまいる考え方であります。

○委員長(佐藤隆君) 以上で質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。——別に御発言もないようですから、討論は終局したものと認めます。これより採決に入ります。山村振興法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の举手を願います。

(賛成者举手)

て、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと在りますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(佐藤隆君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(佐藤隆君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

〔賛成者举手〕

一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、提出者から趣旨説明を聴取いたします。

衆議院農林水産委員長代理理事坂村吉正君。

○衆議院議員(坂村吉正君) ただいま議題となりました衆議院農林水産委員長提出農業協同組合併助成法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

農業協同組合併助成法は昭和三十六年に制定され、その後昭和四十一年、昭和四十五年及び昭和四十七年の三回にわたる法改正が行われ、同法に基づく合併經營計画の提出期限についての延長措置が講じられてまいりました。

その間、農業協同組合の合併は、関係者の努力により一応の成果をおさめでまいつたのであります。が、いまだに五百戸未満という零細規模の組合が相当数存在しております、これら組合の中には今後合併を行い、その組織、事業並びに經營体制の強化を図ろうと志向しているものが相当数あると見られるのであります。

○委員長(佐藤隆君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(佐藤隆君) 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○委員長(佐藤隆君) 速記を起こしてください。

〔速記中止〕

○委員長(佐藤隆君) これより質疑に入ります。別に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。——別に御発言もなさいようですから、討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。農業協同組合併助成法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の举手を願います。

〔賛成者举手〕

一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、提出者から趣旨説明を聴取いたします。

衆議院農林水産委員長代理理事坂村吉正君。

○衆議院議員(坂村吉正君) ただいま議題となりました衆議院農林水産委員長提出農業協同組合併助成法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

農業協同組合併助成法は昭和三十六年に制定され、その後昭和四十一年、昭和四十五年及び昭和四十七年の三回にわたる法改正が行われ、同法に基づく合併經營計画の提出期限についての延長措置が講じられてまいりました。

その間、農業協同組合の合併は、関係者の努力により一応の成果をおさめでまいつたのであります。が、いまだに五百戸未満という零細規模の組合が相当数存在しております、これら組合の中には今後合併を行い、その組織、事業並びに經營体制の強化を図ろうと志向しているものが相当数あると見られるのであります。

○委員長(佐藤隆君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(佐藤隆君) 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○委員長(佐藤隆君) 速記を起こしてください。

○委員長(佐藤隆君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(佐藤隆君) 速記をとめてください。

〔速記中止〕

消費に至る各般の施策に加え、輸入割り当て制度による牛肉輸入の規制及び畜産振興事業団による輸入牛肉の買い入れ、売り渡し措置等によりまして、価格の安定を図ってきたところであります。

しかしながら、昭和四十七年夏から四十八年秋以降、国際的な飼料穀物需給の逼迫等を反映して、配合飼料価格が大幅な値上がりをいたしましたため、昨年来、肉用牛経営は、きわめて困難な事態に直面いたしましたのであります。

政府といいたしましても、このような事態に対処して、昨年年初来、緊急措置として輸入量の調整、生産者団体の行う調整保管に対する助成、小売り価格の引き下げ指導、消費促進キャンペーントン、肉用牛経営安定のための低利資金の融通等の措置を講じ、牛肉需給の安定と価格の回復並びに肉用牛経営農家のこうむった打撃の緩和に努めてきたところであります。

しかししながら、最近における肉用牛の生産事情の変化、牛肉の需要及び価格並びに国際市場等の動向から見まして、長期的に肉用牛経営の安定と牛肉生産の振興を図り、牛肉消費の安定化を期するためには、この際、牛肉の価格安定に関する恒久的な制度を確立することが必要と考えられるのであります。

このため、牛肉につきましても、豚肉同様、畜産振興事業団の売買操作等による価格安定措置の対象となる指定食肉に追加することにより、その価格と需給の安定を図ることとし、ここに、畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案を提出した次第であります。

次に、その主要な内容につき御説明申し上げま

第一は、牛肉を指定食肉に追加することであります。

御承知のとおり、現行法の価格安定制度の対象となる指定食肉には、現在、豚肉のみが指定されておるわけですが、先ほど申し上げましたような牛肉の価格安定の必要性にかんがみ、牛肉を指定食肉に追加するものであります。

も、農林大臣による安定価格の決定、畜産振興事業団による売買操作、生産者団体の自主調整保管措置等の対象になります。
第二は、畜産振興事業団の保管する牛肉の売り渡しに関する規定の整備であります。

きましては、現行規定により、その旨

ては、すでに提案理由説明におきまして申し述べましたので、この法律案の主要な内容につき、若干補足させていただきます。

第一に、牛肉を指定食肉に追加することであり、現行の畜産物の価格安定等に関する法律におきましては、指定食肉について安定価格を定め、価格がこの安定価格帯の中で安定するよう、畜産振興事業団が指定食肉の買い入れ、売り渡しを行なう価格安定制度を設けており、従来、豚肉のみを指定食肉としてこの制度を運用してまいりました。牛肉につきましては、この指定食肉制度とは別個に、畜産振興事業団に輸入牛肉の買い入れ、売り渡しの業務を行わせ、この輸入量の相当量を畜産振興事業団に取り扱わることにより、国内の需

を超えて騰貴しましたは騰貴するおそれがあると認められる場合には、その価格の騰貴を防止するため、その保管する牛肉を中央卸売市場等において売り渡すこととなるのであります。

また、この畜産振興事業団による買入れ、売り渡し措置に加えて、牛肉の価格が著しく低落または低落するおそれがあると認められる場合には、肉用牛の生産者団体は、牛肉の価格を回復または維持することを目的として、牛肉の保管または販売に関する計画を定め、農林大臣の認定を受け、その計画を実施することができ、この保管に要する経費については、畜産振興事業団が附成することとなつております。

第二に、畜産振興事業団の保管する牛肉の売却渡しに関する規定の整備であります。

食肉たる牛肉の安定価格につきましては、この法律の施行後、すみやかに定めることいたしておられますとともに、その決定の手続は、公布の日から行えることいたしております。

以上をもちまして、畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由の補足説明といったします。

○委員長(佐藤隆君) 以上で趣旨説明の聽取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることにいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時四分散会

位価格を超えて騰貴し、または騰貴する恐れがあると認められる場合に行なうものとされておりますが、牛肉につきましては、通常時において畜産振興事業団が相当量の輸入牛肉を国内市場に供給する必要があるという需給事情等にかんがみ、以上の場合は、従来の取り扱いに準じてその保管する牛肉、すなわち、輸入牛肉及び価格低落時に買い入れた国産牛肉を、肉用牛の生産及び牛肉の安定を図ることを旨として農林大臣が指示する方針に従つて、売り渡すことができるごとにいたしております。

置等諸規定の整備を行うことといったしております。す。
以上が、この法律案を提案する理由及びその主要な内容であります。

さいますようお願いを申し上げます。

○委員長(佐藤隆君) 次に、補足説明を聴取いたしました。澤邊畜産局長。

○政府委員(堀慶守君) 畜産物の西略安定等に関する

する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を補足して御説明申し上げます。

この法律案を提案いたしました理由につきまし

では、すでに提案理由説明におきまして申し述べましたので、この法律案の主要な内容につき、若干補足させていただきます。

第一に、牛肉を指定食肉に追加することであります。

現行の畜産物の価格安定等に関する法律においては、指定食肉について安定価格を定め、価格がこの安定価格帯の中で安定するよう、畜産振興事業団が指定食肉の買い入れ、売り渡しを行ふ価格安定制度を設けており、従来、豚肉のみを指定食肉としてこの制度を運用してまいりました。牛肉につきましては、この指定食肉制度とは別個に、畜産振興事業団に輸入牛肉の買い入れ、売り渡しの業務を行わせ、この輸入量の相当量を畜産振興事業団に取り扱わることにより、国内の需給及び価格動向を勘案した適切な牛肉の需給調整をはかり、牛肉価格の安定をはかつてきましたところであります。

しかしながら、提案理由説明でも申し上げましたように、長期的に肉用牛経営の安定をはかり、牛肉の生産の振興と牛肉消費の安定を期するため、牛肉の価格安定に関する恒久的な制度を確立することとし、牛肉を畜産物の価格安定等に関する法律による指定食肉として追加することとしたのであります。この場合、対象となる牛肉の規格は農林省令で定めることといたしております。

牛肉を指定食肉に追加することに伴い、農林大臣は、毎年度牛肉及び肉用牛の生産条件、需給事情その他の経済事情を考慮し、その再生産を確保することを旨として、その安定基準価格及び上位価格を定めることとなるのであります。

これらの価格が決定されると、次のような価格安定操作が畜産振興事業団によつて行われることとなるのであります。

すなわち、牛肉の価格が安定基準価格を下つて低落した場合には、その価格の回復をはかるため、中央卸売市場等において牛肉を安定基準価格で買い入れ、また、牛肉の価格が、安定上位価格

り渡し措置に加えて、牛肉の価格が著しく低落しまたは低落するおそれがあると認められる場合は、肉用牛の生産者団体は、牛肉の価格を回復または維持することを目的として、牛肉の保管または販売に関する計画を定め、農林大臣の認定を受け、その計画を実施することができ、この保管に要する経費については、畜産振興事業団が助成することとなつております。

第二に、畜産振興事業団の保管する牛肉の売り渡しに関する規定の整備であります。

畜産振興事業団の保管する牛肉の売り渡しにつきましては、ただいま申し上げましたとおり、牛肉の価格が安定上位価格を超えて騰貴しました場合は、肉用牛の生産条件、需給事情その他の経済事情を考慮し、肉用牛の生産及び牛肉の消費の安定をはかることを旨として指示する方針に従つて、その保管する牛肉を売り渡すことができるここといたしております。これは、通常時において相当量の輸入が必要であり、畜産振興事業団が取り扱う輸入牛肉が相当の部分を占めるという需給事情にあることから、現行法においても設けられている制度であります。が、その取り扱いの対象に、今回の改正により畜産振興事業団が買い入れることとなる国産牛肉を加える等所要の規定の整備をいたしたものであります。

そのほか、以上の措置に関連して、所要の規定の整備をすることといたしており、附則におきまして三十日を超えない範囲内で政令で定める日といつて、この法律の施行期日を公布の日から起算して、この法律の施行の日の属する会計年度の指定

食肉たる牛肉の安定価格につきましては、この法律の施行後、すみやかに定めることといたしておられますとともに、その決定の手続は、公布の日から行えることといたしております。

以上をもちまして、畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由の補足説明といたします。

○委員長(佐藤隆君) 以上で趣旨説明の聽取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることにいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時四分散会

昭和五十年四月十五日印刷

昭和五十年四月十六日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

A